

【発行】立憲民主党大阪府連合枚方市支部
代表 大塚光央

令和2（2020）年3月定例月議会 2月26日、市政運営方針が報告されました。

2期目の市長は市政運営方針の中で、子育て支援や学校教育、高齢者施策など重点施策等の具体化を進め、2020（令和2）年度は、本市独自の第2子以降の保育料無償化や学校園トイレ整備の加速化、高齢者の外出支援策など、形ある成果を市民の皆さんに示すことによって「枚方はよくなっている」と実感していただくよう全力で取り組む、と決意を述べています。

また、「誰ひとり取り残さない」という理念の下、17の目標を掲げるSDGs（持続可能な開発目標）について、本市施策との関連付けや市民参加のワークショップによる目標設定にとりくみ、育児や介護をはじめとする生活の様々な場面において、多くの女性が担っている現状を踏まえ、これまで以上に女性の視点を取り入れ、より一層「住みやすく、生き生きと暮らせるまち」をめざす、と述べました。

私たちは、この考えは支持し、SDGsの17の持続可能な開発目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットの実行を訴えていきます。SDGsをベースにとりくんでいくことが、市民福祉の最大化をめざすことにつながることを確認し、すべての人がありのままの自分を肯定し、安心して暮らすことができるまちづくりに私たちも尽力してまいります。

市政運営方針の重点的にとりくむ8つの分野については、3月4日の代表質問で確認し、要望等を行います。

また、2月26日は、2020（令和2）年度一般・特別・事業会計の当初予算の提案もありました。

2020（令和2）年度一般会計当初予算は昨年度より7.4%増の1,508億円、特別・企業会計を含めると3.7%増の2,811億円が計上されています。予算は、3月12日からの予算特別委員会で審議していきます。

エス・ディー・ジーズ

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

 1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する	 13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和と包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを確保するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安全保障と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 8. 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	 11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする	 14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	 17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
 3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	 12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	 15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対応、土地劣化の防止および強靭ならびに生物多様性損失の阻止を図る	

多様性を誇りに 分かち合うことを力に 支え合うことを安心に ～まっとうな政治を～

子どもの笑顔があふれるまち、枚方



<https://nomura-ikuyo.com>

枚方市議会議員
立憲民主党政支部 幹事長 野村いくよ

すべての人々が、「今」を輝いて生きていくことができる社会の実現を



<https://okuno-mika.com>

枚方市議会議員
立憲民主党政支部 市政対策委員長 奥野みか

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスについて、2020年2月25日、政府は対策の基本方針を示しました。

これまで水際での対策を講じてきたけれども、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生している。感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（感染した人たちの集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。

感染が疑われる人にも外出自粛の協力を求める等の感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。

国民の皆様に対しては、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いする。

立憲民主党等で構成する新型コロナウイルス合同対策本部会議は、基本方針についての政府ヒアリングの中で、医師や医療従事者へも検査対象を広げるべき、政府の基本方針としてイベントや会合等の開催基準を正式に通達すべき、クルーズ船下船者へ対して保健所からの連絡やフォローが手薄なのではないか、厚生労働省の専用電話相談窓口が180回線不足はないか、学校現場での感染拡大を防止するために教員は優先的に検査ができるような仕組みをつくるべきではないか、との指摘や要望を出しているところだ。

◆帰国者・接触者相談センター

（開設時間：午前9時～午後5時30分）

電話：072-841-1326 ファックス：072-841-2470

※医療機関を受診する際は、必ず事前に同相談センターに連絡を。

※夜間、休日については、次のコールセンターが利用可能です。

○ひらかた健康ホットライン 24（開設時間：24時間）

電話：0120-513-080

（>枚方市民のための相談ダイヤルです。）

○大阪府相談窓口（開設時間：午前9時～午後6時）

電話：06-6944-8197 ファックス：06-6944-7579

枚方市

新型コロナウイルス 電話相談窓口 （コールセンター）

電話 072-841-1253
ファックス 072-841-2470

（開設時間：平日午前9時～午後5時30分）

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長く続くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～21:00（土日・祝日も実施）

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

～感染の拡大を防ぐために、一人ひとりができることを徹底しましょう～